

毎月1・11・21日発行

5/11

令和2年(2020)
No.2164

広報

Shinagawa

しながわ



発行/品川区 編集/広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

掲載記事については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

一人ひとりができる 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対策は、引き続き一人ひとりが確実に努めていく必要があります。職場で、家庭で、日々の生活の中で気を付けていきましょう。

新型コロナウイルスに感染しないようにするために

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な睡眠をとることも重要です。

人混みの多い場所は避け、屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときもご注意ください。

① 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。



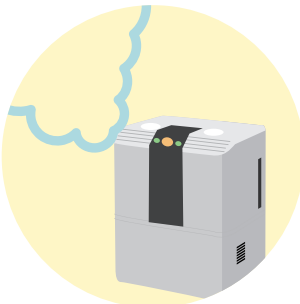
② 普段の健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。



③ 適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50~60%)を保ちましょう。



ほかの人につさないために

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触が、一定時間以上、多くの人との間で交わされる環境は、感染リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

○新型コロナウイルス感染症についての問い合わせ先は、3ページに掲載しています。

品川区特別定額給付金コールセンターを開設しています

新型コロナウイルス感染症対策として国が一律給付する特別定額給付金に関する品川区コールセンターを設置しました。

☎03-5742-7803

時間/月~金曜日午前9時~午後5時 ※祝日を除く。

特別定額給付金に関するお問い合わせやご相談にご利用ください。

なお、申請方法などについては、本紙5月21日号でお知らせする予定です。

問い合わせ/新型コロナウイルス感染症対策本部(事務局:総務課総務係☎5742-6624 Fax3774-6356)

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

<p>他の人と十分な距離を取る!</p> <p>2メートル</p>	<p>窓やドアを開けこまめに換気を!</p>
<p>屋外でも密集するような運動は避けましょう!</p> <p>少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫</p>	<p>飲食店でも距離を取りましょう!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多人数での会食は避ける ・隣と一つ飛ばしに座る ・互い違いに座る
<p>会話をするときはマスクをつけましょう!</p> <p>5分間の会話は1回の咳と同じ</p>	<p>電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!</p>

首相官邸 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル
厚労省 コロナ 検索 0120-565653

出典:首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)
※4月27日時点の情報です。

がん検診、健康診査のご案内

問い合わせ 健康課保健衛生係(☎5742-6743 Fax5742-6883)

- 検診などを受診する際は、健康保険証など(本人確認できるもの。受診券が必要な検診は受診券も)を持参してください。
- 事前に予約が必要な場合があります。 ◎ は対象年齢時、 ◻ は年に1回受診できます。
- 検診内容により、契約医療機関が異なります。詳しくは、区ホームページか送付する案内などをご覧ください。

	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳
4~7月に案内を送付				大腸がん検診 ◻40歳以上					
				肺がん検診 (一般コース、ヘリカルCTコース) ◻40歳以上 ※年1回、一般かヘリカルCTのいずれかを受診できます。 ※ヘリカルCTはペースメーカーを入れている方は受診できません。 要予約					
					前立腺がん検診 ◻55歳以上の男性				
				要予約 喉頭がん検診 ◻40歳以上で、喫煙者、喫煙歴のある方、のどや声に自覚症状がある方					
受診券を送付							要予約 結核健診 ◻65歳以上		
				肝炎ウイルス検診 要予約 ◻今までに受診したことがない方 ※年齢制限なし。					
				胃がんバリウム検診 ◻40歳以上(偶数年齢)* 要予約 ※6月頃に受診券などを送付。 ※妊娠中、胃の治療中、手術歴がある方は受診できません。 受診券が必要です					
				要予約 胃がん内視鏡検診 ◻50歳以上(偶数年齢)* ※その他の条件は案内をご確認ください。 ※6月頃に受診券などを送付。 受診券が必要です					
				胃がんリスク検診 ◻50・55・60・65・70・75歳*で、今までに受診したことがない方 ※6月頃に受診券などを送付。 ※胃の疾患で治療中の方、胃切除後の方などは受診できません。 受診券が必要です					
				子宮がん検診 ◻20歳以上の女性(偶数年齢) ※誕生日の前月に受診券などを送付。 受診券が必要です					
				乳がん検診 ◻34歳以上の女性(偶数年齢) ※誕生日の前月に受診券などを送付。 要予約 ◻34~38歳=超音波検査 40歳以上=①マンモグラフィ検査、超音波検査 ②マンモグラフィ検査 ※妊娠中・授乳中などの方、乳房の疾患で治療中・治療後の経過観察中の方、ペースメーカーを入れている方、脳疾患によるシャント術などの管の挿入のある方、豊胸手術を受けている方は受診できません。 受診券が必要です					
				眼科検診 ◻45・55歳* ※6月頃に受診券などを送付。 受診券が必要です					
				成人歯科健診 ◻20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳* ※6月頃に受診券などを送付。 受診券が必要です					
				後期高齢者歯科健診 ◻76歳・78歳・80歳*に達する後期高齢者医療制度の被保険者 ※6月頃に受診券などを送付。 受診券が必要です					
通知なし			20歳からの健康診査 ◻20~39歳*						
			障害者歯科健診 要予約 ◻20~39歳*で身体障害者手帳などをお持ちの方 ※区内歯科医師会へ電話で事前連絡。						

- ◻ 契約医療機関
本人負担/なし
◻ 便潜血反応検査(2日法)
- ◻ 一般コース=契約医療機関、各医師会
ヘリカルCTコース=各医師会
本人負担/一般コース=なし
ヘリカルCTコース=3,000円
※喀痰検査=600円。
◻ 一般コース=胸部X線直接撮影(問診により必要な方は喀痰検査)
ヘリカルCTコース=胸部CT断層撮影(希望者は喀痰検査も受診可)
- ◻ 契約医療機関
本人負担/500円
◻ 血液検査(PSA値測定)
- ◻ 契約医療機関
本人負担/500円
◻ 喉頭のファイバースコープ検査
- ◻ 契約医療機関
本人負担/なし
◻ 胸部X線直接撮影
- ◻ 契約医療機関、品川・荏原保健センター
本人負担/なし
◻ 血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)
- ◻ 各医師会
本人負担/1,200円
◻ バリウムを使った胃部X線直接撮影
- ◻ 契約医療機関
本人負担/2,000円
◻ 胃内視鏡検査
- ◻ 契約医療機関
本人負担/700円
◻ 血液検査(ペプシノゲン検査・ピロリ菌抗体検査)
※胃の健康度を調べるための検査。
- ◻ 契約医療機関
本人負担/なし
◻ 子宮頸部細胞診
※医師が必要と認めた方に子宮体がん検診を実施。
- ◻ 契約医療機関、各医師会、検診車
本人負担/34~38歳=500円
40歳以上=①1,000円 ②500円
- ◻ 契約医療機関
本人負担/500円
◻ 屈折・矯正視力・細隙灯顕微鏡・精密眼圧・精密眼底検査、眼底カメラ撮影
- ◻ 歯科契約医療機関
本人負担/なし
◻ 歯周疾患・むし歯などの健診
- ◻ 歯科契約医療機関
本人負担/なし
◻ 一般口腔内診査、口腔機能評価、フレイル評価
- ◻ 契約医療機関
本人負担/なし
◻ 血液検査、尿検査、血圧測定
- 本人負担/なし
◻ 歯周疾患・むし歯などの健診

新型コロナウイルス感染症が広がりを見せていますので、体調不良の場合は、受診を見合わせていただくようお願いします。医療機関によっては、健(検)診を実施できない機関もありますので、事前にお問い合わせください。
 なお、胃がん内視鏡検診、喉頭がん検診、20歳からの健康診査は現在休止中です。その他の健(検)診につきましても区ホームページで状況をご確認ください。

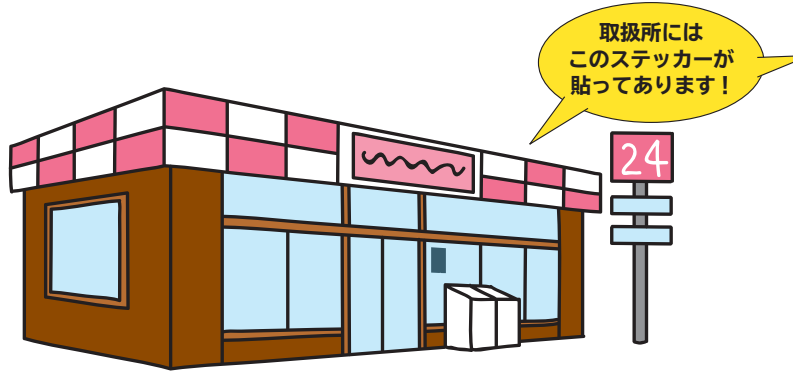
国保基本健診・後期高齢者健康診査は、実施を延期しています。開始時期につきましては、決まり次第、区のホームページなどでお知らせします。
 受診券は開始時期が決まりましたら送付します。

問い合わせ/国保医療年金課保健指導係(☎5742-6902 Fax5742-6876)

品川区有料ごみ処理券(シール) 取扱所をお知らせします

問い合わせ 品川区清掃事務所(☎3490-7051 Fax3490-7041)

事業系ごみ・資源、家庭から出る粗大ごみの収集・持ち込みは全て有料です。「事業系有料ごみ処理券」「有料粗大ごみ処理券」は、「品川区ごみ処理券取扱所」の掲示のある店舗・スーパーマーケット・コンビニエンスストアでお求めください。



粗大ごみ

品川区粗大ごみ受付センター☎5715-1122(<https://www2.sodai-web.jp/shinagawa>)に申し込み、案内された収集日・持ち込み日までに有料粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに貼って出してください。

有料粗大ごみ処理券

A券(1枚200円)
B券(1枚300円)



事業系のごみ・資源

事業者が責任を持って自己処理することが原則です。できない場合は有料ごみ処理券を貼って出してください。

事業系有料ごみ処理券料金	
70ℓ券(1セット 5枚)→	2,660円
45ℓ券(1セット10枚)→	3,420円
20ℓ券(1セット10枚)→	1,520円
10ℓ券(1セット10枚)→	760円

※事業系の粗大ごみの収集、直接持ち込みはできません。清掃事務所で収集業者を案内します。

事業系リサイクルシステム

お店や会社など事業活動に伴って出される資源を安価で回収します。

☎品川区リサイクル事業協同組合カムズ(☎3494-8685 Fax3779-3238)

回収品目

新聞、雑誌、ダンボール、その他紙、シュレッダーくず、飲食用びん・缶

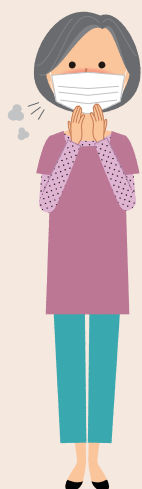
有料ごみ処理券(シール)取扱所

○「品川区」と記載されたごみ処理券を購入してください(他区の券は使えません) 2年4月1日現在

北品川	コイケ	北品川 1-1-17	東五反田	千代田産業	東五反田 1-2-45	西大井	ヤマモトテレビ	西大井 4-18-14		
	かもめ第一工房	北品川 3-7-21		東急ストア五反田店	東五反田 2-1-2		東中延	清水屋金物店	東中延 2-1-19	
	あみや酒店	北品川 5-14-12		桑原商店	西五反田 2-29-2			荏原酒販協同組合	東中延 2-5-7	
東品川	北野屋商店	東品川 1-29-8	コミュニティストアかむろ坂下すずき	西五反田 3-13-11	二葉	中延商店街振興組合		東中延 2-7-19		
	イオンスタイル品川シーサイド	東品川 4-12-5	スーパーオオゼキ目黒不動前店	西五反田 4-8-8		旗の台	スーパー丸正食品大井町店	二葉 1-11-5		
	品川区資源化センター	八潮 1-4-1	マルエツプチ不動前店	西五反田 5-9-2			小山	スマイルほしも店	旗の台 2-13-16	
八潮	品川総合福祉センター さつき	八潮 5-1-1	齊田商店	西五反田 5-32-18	荏原			スーパーオオゼキ旗の台店	旗の台 4-3-3	
	CityMarket品川八潮店	八潮 5-2-2	全日食アサヒヤ	大崎 2-6-16		大田区		スーパーオオゼキ武蔵小山店	小山 3-22-3	
	スーパーバリュー品川八潮店	八潮 5-5-3	渋谷商店	大崎 3-5-7			目黒区	武蔵小山商店街振興組合	小山 3-23-5	
勝島	DCMホームマック大井競馬場前店	勝島 1-6-16	川崎薬局	平塚 1-9-1	渋谷区			ENEOS マインズ武蔵小山SS	小山 4-14-14	
	南品川	山崎商店	南品川 1-7-23	スーパーオオゼキ戸越銀座店		平塚 2-18-9		目黒区	酒と食品の店三木	荏原 1-2-2
		稲垣商店	南品川 2-9-11	クリーニング・ヤマムラ		平塚 2-18-10	品川区		佐藤雑貨店	荏原 2-4-16
富田屋工業所		南品川 2-10-5	西品川	井本商店	西品川 2-13-4	区内のコンビニエンスストア (一部取り扱いのない店舗もあります)			セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン	
田中石油	南品川 3-6-6-101	西中延		美保産業	西中延 1-3-23			区外でも購入できます (品川区の券であることをご確認ください)	大田区	東急ストア大森店
おいしい地酒の店ワダヤ	南品川 5-14-14			戸越	エム・エイ・シー		戸越 1-17-13			東区
東大井	まるしん百貨店		東大井 2-27-8		豊町	近江屋早部酒店	戸越 4-5-12			
南大井	栴広商店	東大井 3-16-21	中延			スーパーオオゼキ戸越公園店	戸越 4-9-18	品川区	かどや不動産	
	アステム	南大井 3-16-5		中延		近江屋酒店・戸越公園駅前	戸越 5-19-13		品川区	セブン-イレブン武蔵小山西口店
	千種屋酒店	南大井 4-3-16			中延	金子商店	豊町 5-5-5			品川区
大井	お茶の萬寿園	南大井 5-12-9	中延			菊池石油	豊町 6-6-2	品川区		
	共益商会大森営業所	南大井 6-8-11		中延		越後屋酒店	豊町 6-31-7		品川区	
	西友大森店	南大井 6-27-25			中延	荏原医師協同組合	中延 1-7-12			品川区
上大崎	イトーヨーカドー大井町店	大井 1-3-6	中延			白鳥堂事務器文具店	中延 2-6-22	品川区		
	大黒屋中沢酒店	大井 1-41-9		中延		東急ストア荏原中延店	中延 2-8-1		品川区	
	ワインショップ西川	上大崎 2-15-16			中延	東急ストア中延店	中延 4-5-7			品川区
上大崎	ザ・ガーデン自由が丘目黒店	上大崎 2-16-9	中延			酒のこむろ	中延 5-9-13	品川区		
	東急ストア目黒店	上大崎 2-24-13		中延					品川区	
	東急ストアプレッセ目黒店	上大崎 3-1-1			中延					品川区

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者の報告が日々行われています。不要不急の外出は控え、咳エチケットや手洗いなどの確実な実施がとても重要です。感染予防に一人ひとりが確実に努めていただくようお願いいたします。



新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応などについての相談

- 品川区電話相談窓口 ☎5742-9108 受付時間/月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)
- 東京都電話相談窓口(コールセンター) ☎0570-550571 Fax5388-1396 (日本語・英語・中国語・韓国語対応) 受付時間/午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日も実施)
- 厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653 Fax3595-2756 受付時間/午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

次の症状がある方は「新型コロナ受診相談窓口」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます) ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

新型コロナ受診相談窓口 ☎5742-9105 受付時間/月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)
☎5320-4592 受付時間/月～金曜日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日=終日

感染拡大に伴う不安や生活への影響について、外国人の方の相談に対応します

- ※英語・中国語・韓国語など14言語に対応。
- 東京都外国人新型コロナ生活相談センター ☎0120-296-004 受付時間/午前10時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

子育て ヒックアップ

高校生までを対象とした講座・スポーツや、子育てに関する情報です。

講座

ティーンズミュージカルワークショップ

プロのミュージカル俳優による指導のもと、1月の発表公演に向けて活動します。ミュージカルの魅力や楽しさを体験し、作品作りを行います。一緒に活動する仲間を募集中です。

回 9月2日(水)から3年1月までの月3回程度水曜日

午後5時30分～7時45分(全25回予定)

※冬休み期間中は午前10時～午後3時。

発表公演日/3年1月10日(日)

区内在住か在学の小学6年生～高校3年生20人程度(先着)

場 申込電話で、富士見台児童センター(西大井6-1-8 ☎3785-7834 Fax3785-7835)へ

最新の情報は **区ホームページに掲載しています**

トップページのこのバナーからご覧いただけます

感染症関連情報
The novel coronavirus

こちらからもご覧いただけます



掲載記事については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

区の子育て情報はこちらから入手できます

しながわパパママ応援サイト・アプリ

妊娠、出産、育児に役立つ子育て支援情報や施設マップなど、妊娠期から子育て中の保護者が知りたい区の子育て情報を発信しています。

●パソコンサイトはこちら



HP city-shinagawa-kodomomirai.tokyo/

●スマートフォン等アプリはこちら



iPhone 端末はこちら



Android 端末はこちら



区子ども育成課

(☎5742-6720 Fax5742-6351)

いきいきあんしん子育てガイド

お子さんの年齢に応じて、気を付けた点や行政の手続き、相談窓口などを紹介している小冊子です。母子健康手帳と一緒にお渡しするほか、区ホームページにも掲載しています。



こんなときには国民健康保険の届け出をお忘れなく

国民健康保険への加入や脱退手続きは14日以内に届け出が必要ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、やむを得ない場合は14日経過後の届け出も受け付けします。国保医療年金課(本庁舎4階)、品川第一・大崎第一・大井第一・荏原第一・荏原第四・八潮の各地域センターで手続きをしてください。加入の届け出が遅れた場合でも、保険料は資格取得日まで遡ってかかります。

●手続きにはマイナンバーの記入が必要となります

- 保険証の交付をお急ぎの方は、「本人確認ができるもの」をお持ちください(①運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・顔写真付きの公的証明書のうち1点、または②郵便物・診察券・預金通帳(キャッシュカード)・年金手帳・公共料金の領収証のうち3点)。
- 外国人の方が加入する場合には、在留資格・在留期間に一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。
- 職場の健康保険に加入したときは、必ず脱退の届け出をしてください。
- 退職を予定している方は、健康保険任意継続の制度もあります。詳しくは勤務先の担当者におたずねください。
- 70～74歳の方は高齢受給者証も持参してください。

	こんなときには	届け出に必要なもの
はいるとき	品川区に転入したとき	前住所地で国保加入の方は本人確認ができるもの
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	親の国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書
やめるとき	品川区を転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険証
	亡くなったとき (葬祭費の申請は、国保医療年金課のみで受け付けします)	保険証、喪主の金融機関の預金通帳、印鑑、喪主の氏名を確認できるもの(会葬御礼のはがきか葬儀社の領収証)
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	区内で転居、氏名が変わったとき	世帯全員の保険証(差し替え交付)
	世帯主が変更、世帯が合併・分離したとき	
	保険証を紛失・破損したとき	本人確認ができるもの

問い合わせ/国保医療年金課資格係(本庁舎4階 ☎5742-6676 Fax5742-6876)

健康ガイド

●品川保健センター ☎140-0001 北品川3-11-22 ☎3474-2225 Fax3474-2034

●大井保健センター ☎140-0014 大井2-27-20 ☎3772-2666 Fax3772-2570

●荏原保健センター ☎142-0063 荏原2-9-6 ☎3788-7016 Fax3788-7900

応急診療所

行く前に必ず電話連絡を。健康保険証を忘れずに!

内 内科 小 小児科 歯 歯科 骨 接骨 薬 薬局

小児平日夜間/午後8時～午後11時(受付は午後10時30分で終了)			
月～金曜日	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階
休日昼間・夜間/午前9時～午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
5月17日(日)	内 小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
	内 小	荏原医師会休日診療所	中延2-6-5 ☎3783-2355
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383
	薬	荏原休日応急薬局	中延2-4-2 ☎6909-7111
休日昼間/午前9時～午後5時(受付は午後4時30分で終了)			
5月17日(日)	内 小	金城医院	西大井4-2-5 ☎3772-1660
	歯	品川シーサイドデンタルデザインオフィス	東品川4-13-24 ☎6712-4150
	歯	桑鶴歯科医院	平塚3-3-7 ☎5750-4618
	骨	目黒整骨院	上大崎2-15-5 ☎3444-7796
	骨	押田接骨院	小山2-8-13 ☎3787-8036
土曜日夜間/午後5時～午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
5月16日(土)	内 小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383

※重病の方は119番をご利用ください。※受付時間にご注意ください。

二人で子育て(両親学級)

会場	日時
品川保健センター	7/19(日) 9:30～12:30 13:30～16:30
荏原保健センター	7/4(土) 9:30～12:30 13:30～16:30

☑ もく浴実習、講義「赤ちゃんとの生活」、マタニティリラクゼーションほか
☑ 区内在住で初めての出産を控えた妊娠22週以降のカップル24組(選考)

☑ 6月10日(水)(必着)までに、往復はがきに「二人で子育て」とし、希望日時(第3希望まで)、2人の住所・氏名・電話番号・Eメールアドレス、出産予定日をポインズ品川区係(☎150-0012渋谷区広尾5-6-6広尾プラザ5階)へ

●区ホームページ⇒「子ども・教育」⇒「妊娠・出産」⇒「妊娠中のサービス」⇒「二人で子育て(両親学級)土日開催」からも申し込みます。

☑ 各保健センター

医療機関の24時間案内

●東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎5272-0303 Fax5285-8080 ●救急相談センター(救急車を呼ぶのを迷ったら) ☎#7119 IP電話などは☎3212-2323

お子さんの急な病気に困ったら

●小児救急電話相談 ☎#8000 IP電話などは☎5285-8898
月～金曜日/午後6時～翌日午前8時 土・日曜日、祝日、年末年始/午前8時～翌日午前8時

眼科応急診療

日・月・水・土曜日、祝日	東邦大学医療センター大森病院 大田区大森西6-11-1 ☎3762-4151
日・火・金・土曜日、祝日	昭和大学病院附属東病院 西中延2-14-19 ☎3784-8383
木曜日(祝日を含む)	荏原病院 大田区東雪谷4-5-10 ☎5734-8000

しながわ情報プラザ

お知らせ

清掃事務所(短期)会計年度任用職員を募集します

回 7~9月(日曜日を除く)
午前7時10分~午後4時25分の間の7時間45分
※勤務期間、勤務日は相談。
職務内容 / 清掃作業などの職務のうち、定型・補助的な職務
募集人数 / 18歳以上の健康で体力のある方10人程度(選考)
※高校生不可。
報酬 / 時給1,551円
※交通費は区規定により支給。
回 5月15日(金)(必着)までに、申込書(写真貼付)を品川区清掃事務所事業係(☎141-0032大崎1-14-1 ☎3490-7051 Fax3490-7041)へ郵送か持参

※募集案内・申込書などは区ホームページをご覧ください。
※提出された申込書は返却しません。

品川区会計年度任用職員(事務補助)を募集します

国勢調査などに係る調査関係書類の回収受付・仕分け・審査などの業務です。
職務内容 / 統計調査に係る事務補助
受験資格 / 日本国籍を有し、職務の遂行に必要な知識または能力を有する者
※ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。
従事時期 / 10月から3年2月のうち1~4カ月(予定)
勤務条件 / 週3日、1日当たり6時間(午前9時30分~午後4時30分)
※給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

報酬 / 時給1,147円
※通勤手当、超過勤務手当を規定に基づき支給。 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)、雇用保険への加入は不要。
採用予定数 / 40人程度
選考方法 / 書類審査、面接
回 5月25日(月)(必着)までに、地域活動課統計係(第三庁舎4階)で配布する募集案内を確認のうえ、申込書を同課(☎140-8715品川区役所 ☎5742-6869 Fax5742-6750)へ郵送か持参
※募集案内・申込書は区ホームページからダウンロードもできます。

障害がある方に自動車関係の助成をします

- **福祉車両の購入・改造費の助成**
車いすでの乗降を容易にするために改造を施した自動車の購入と改造費用の一部を助成します。
- ☑ **身体障害者手帳を持ち、常時車いすを使用する方**
助成金額 / 車両購入費助成=300,000円
車両改造費助成=150,000円

- **自動車改造費の助成**
重度の身体障害者本人が所有する自動車を、自ら運転をするための改造を行うときに要する費用の一部を助成します。
- ☑ **身体障害者手帳の上肢、下肢、体幹機能障害1級か2級の方**
助成金額 / 所得に応じて133,900円か66,950円
- **自動車運転免許取得費の補助**
障害者が自動車運転免許を取得するときに要する費用の一部を助成します。
- ☑ **身体障害者手帳3級以上(内部障害者は5級以上)か愛の手帳をお持ちの方**
助成金額 / 所得に応じて164,800円か144,200円か123,600円
※全てに対し所得制限など、条件があります。詳しくはお問い合わせください。
- ☑ **障害者福祉課障害者福祉係(本庁舎3階 ☎5742-6707 Fax3775-2000)**

高校生対象

品川区奨学金(在学応援資金)募集を開始します



高校生が課外活動や目標を実現するために必要な費用や高校等在学中にかかる費用を、在学する本人(子ども)に貸し付ける資金です。

貸し付けの対象となる費用

- ・高校等在学必須ではないが、課外活動や目標を実現するために必要な費用(選択授業にかかる費用、塾代、部活動費など)
 - ・高校等在学中にかかる費用のうち、修学必須の費用(授業料、教材費、修学旅行費など)
- ※就学支援金などの助成金を充てても支払いがなお困難なもの。

対象者

- 区内に住居登録があり、次の全てにあてはまる方
- ・高校(中等教育学校の後期課程を含む)か高等専門学校、専修学校(高等課程に限る)に在学している
- ・経済的理由により修学することや修学に付随する課外活動を行うことが困難である(所得制限あり)
- ・明確な目標と意欲を備えている

- **貸し付け金額** 在学期間中、上限60万円(1年あたり30万円を上限に、必要額の範囲を貸し付け)
- **連帯保証人** 1人必要(原則保護者)
- **返還期限** 高校等卒業後1年間の据置き後、15年以内
- **申請に必要な書類** 校長からの推薦書、作文、かかる費用の内容が確認できるもの、住民票、印鑑登録証明書など ※詳しくは申請書をご覧ください。
- **申込方法** 6月1日(月)~30日(火)に、子育て応援課で配布する申請書と必要書類を同課家庭支援係(本庁舎7階)へ持参

返還免除をめざそう

在学応援資金は、貸し付け申請時に資金を活用して何を実現したいのか具体的な目標を立てていただきます。返還免除とは、高校等卒業時に在学中の成果を校長からの推薦書を添えて申請すると、審査により貸し付け額の全部か一部の返還が免除される制度です。高校生活の目標の実現に向けて返還免除をめざしましょう。

問い合わせ / 子育て応援課(本庁舎7階 ☎5742-6385 Fax5742-6387)

2年度 軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送しました

6月1日(月)は、2年度軽自動車税(種別割)の納期限です。期限までに納付をお願いします。

5月11日(月)に、軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送しました。登録などの手続きについては車種により窓口が異なりますのでご注意ください。

軽自動車税(種別割)を納めていただく方

2年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪小型自動車を所有している方
※4月2日以降に廃車・譲渡の届け出をしても、今年度1年分の税金がかかります。

納付できる場所

- コンビニエンスストア
- 銀行・信用金庫などの金融機関(ゆうちょ銀行含む)、郵便局
- 税務課
- 地域センター
- ※インターネットバンキング、ATMのほか、モバイルレジ、クレジットカード(Yahoo! 公金支払いのみ)、LINE Pay 請求書支払いでの納付もできます。
- ☑ **税務課収納管理係**
(本庁舎4階 ☎5742-6669 Fax3777-1292)

軽自動車税(種別割)納税証明書

車検の時には納税証明書が必要になります。証明書は税務課の窓口で発行しています(納税通知書には車検用納税証明書の欄があるため支払い後も保管してください)。※ペイジー、クレジットカード(Yahoo! 公金支払いのみ)、LINE Pay 請求書払いで納付した場合、領収証書は発行されません。後日、車検用納税証明書を郵送します。すぐに車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関窓口、コンビニエンスストアなどでお納めください。
※車検用納税証明書は地域センターでは発行できません。

軽自動車税(種別割)の減免制度

- 申請期限** / 6月1日(月)
- 減免車両の範囲(一例)** /
○身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方が利用する車両(障害の区分によります)
○車の構造が身体障害者の方などが利用する仕様になっている車両(昇降装置など)
○生活保護を受けている方が利用する車両
※減免は所有している車両のうち、1台のみ受けられます。

廃車や登録などの手続き

- すでに所有していない場合や区外へ転居したときは手続きが必要です。
- 車両を廃棄したとき
- 車両を譲渡したとき(名義変更・下取りなど)
- 住所や車両の定置場を区外に変更したとき
- 車両やナンバープレートが盗まれたとき(警察への届け出後、区役所などにも届け出が必要)
- 平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規登録された車両のうち、グリーン化特例対象車は、令和2年度分の軽自動車税に限り、軽課税率が適用されます。すでに廃車・譲渡したにもかかわらず、納税通知書が届いてしまった方は、手続きが完了していない可能性があります。詳しくは税務課税務係までお問い合わせください。

125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車	税務課税務係 ☎5742-6667
125ccを超えるオートバイ	関東運輸局東京運輸支局 東大井1-12-17 ☎050-5540-2030
軽四輪(乗用・貨物)、軽三輪	軽自動車検査協会東京主管事務所 港区港南3-3-7 ☎050-3816-3100

問い合わせ / 税務課税務係(本庁舎4階 ☎5742-6667 Fax5742-7108)

●掲載記事については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

お知らせ

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

大正6年5月12日に民生委員児童委員制度の前身の岡山県済世顧問設置規定が公布されたことにより、全国的に「民生委員・児童委員の日」と定められました。

●民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は民生委員法および児童福祉法により地域の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱します。民生委員・児童委員のなかに児童福祉を専門に担当する主任児童委員もいます。

●民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は介護や子育て、高齢者の健康、生活、経済的なことなど福祉に関する相談を受け、内容に応じて、区や関係機関を紹介し、適切なサービスにつなげていきます。

※お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員についてはお問い合わせください。

☎福祉計画課民生委員担当(☎5742-6708 Fax5742-6797)

催し

品川清掃工場 個人見学会

☎5月23日(土)午前10時~11時30分

※現地集合・解散。

☎ビデオなどによる説明と施設見学

☎50人(先着)

☎5月21日(木)午後3時までに、電話で品川清掃工場(八潮1-4-1 ☎3799-5353 Fax3799-5005)へ ※聴覚障害などがある方は専用のFAX送信票で受け付けます。送信票はHP www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kengaku/index.htmlからダウンロードできます。

5月16日(土)デーモン閣下&岡本知高の劇的コンサート「悪魔の森の音楽会」公演延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期することとなりました。ご理解・ご協力をお願いします。

振替日/3年3月22日(月)午後6時開演

○チケットはそのままお使いいただけます。大切に保管してください。

●払い戻し希望の方へは返金します

払戻方法/6月1日(月)~30日(火)(土・日曜日を除く)に、チケット持参のうえ、きゅりあん3階事務室(大井町駅前)へ

問い合わせ・払い戻し受付時間/午前9時~午後5時

※上記期間で来館できない方は、郵送も受け付けます。詳しくはホームページをご確認ください。

☎品川文化振興事業団(☎5479-4112 Fax5479-4160 HP www.shinagawa-culture.or.jp/)

光化学スモッグにご注意!

光化学スモッグは、夏場の晴れた風の無い日に起こりやすくなります。防災無線、公式SNS、掲示幕で光化学スモッグ注意報などをお知らせします。発令された時は、次のことを心がけましょう。

- 屋外なるべく出ない
- 屋外での運動を控える
- 目やのどに刺激を感じたら、洗顔・うがいをする

症状がひどい時は病院で診察を受け、最寄りの保健センターへご連絡ください。

品川保健センター ☎3474-2221
大井保健センター ☎3772-2666
荏原保健センター ☎3788-7013

問い合わせ/環境課指導調査係(☎5742-6751 Fax5742-6853)

給与所得者に係る住民税特別徴収税額決定通知書を5月12日に発送します

令和2年度の給与所得者に係る特別区民税・都民税(住民税)特別徴収税額決定通知書を5月12日(火)に給与支払者に宛てて発送します(個人には給与支払者を通じて渡されます)。

それに伴い、特別徴収の方(給与から住民税の全額が徴収されている方)は令和2年度の納税・課税・非課税証明書を取得できるようになります。

※新型コロナウイルス感染防止のための確定申告・住民税申告期限延長により、申告内容が税額通知書に反映されていないことがあります。その際は、年の途中で税額を変更することにより、年間の税額を調整しますので、ご了承ください。

証明書の発行場所	手数料(1通)
税務課1番窓口・各地域センター	300円
コンビニエンスストア ※区内に住民登録があり、電子証明付きのマイナンバーカードをお持ちの方が利用できます。	200円

問い合わせ/税務課課税担当(☎5742-6663~6 Fax5742-7108)

5月20日(水)Jアラート 全国一斉情報伝達試験中止のお知らせ

5月20日(水)に予定されていたJアラート全国一斉情報伝達試験は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、中止となりました。

問い合わせ/防災課防災安全・国民保護担当(☎5742-6697 Fax3777-1181)

7月5日(日)は 東京都知事選挙の投票日です

投票時間は午前7時~午後8時まで



不在者投票

●滞在先でする不在者投票

仕事や出産などで区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。郵送に時間がかかりますので、早めをお願いします。 ※区ホームページからダウンロードもできます。

●郵便などによる不在者投票

【表1】にあてはまる方は、自宅で投票用紙に候補者氏名を自書し、郵便等で投票することができます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。 ※登録の有効期間が過ぎている方も申請が必要です。

【表1】	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級~3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

【表2】	障害名	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症~第2項症

【表1】・【表2】ともにあてはまる方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

問い合わせ/選挙管理委員会事務局(☎5742-6845 Fax5742-6894)

ボランティア

※☎は地域貢献ポイント事業の対象です。

品川区地域貢献ポイント事業

品川ボランティアセンター(☎5718-7172 Fax5718-0015)
高齢者地域支援課介護予防推進係(☎5742-6733 Fax5742-6882)

高齢者の積極的な社会参加を図るため、区内在住のおおむね60歳以上の方に、区の指定するボランティア活動1回につき、1ポイント(年間50ポイント上限)を付与します。ためたポイントは区内共通

商品券への交換が福祉施設などに寄付もできます。事前にボランティアセンターなどで申し込みが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。

さわやかサービス協力会員募集

さわやかサービス(☎5718-7173 Fax5718-1274)

さわやかサービスは高齢者や障害者、産前産後の方を対象として、家事援助を中心に、区民相互の助け合いを支援する有償のボランティア活動です。

☎掃除、食事作り、外出の付き添い、福祉車両(車いすごと乗れる車両)の運転など

☎18歳以上の方(福祉車両の運転は登録時69歳以下)

謝礼/1時間800円(交通費支給)

【協力会員募集説明会】

☎5月21日(木)午後1時~2時 ※登録後、希望者は引き続き研修に参加可(午後2時~4時)。

☎当日、社会福祉協議会(大井1-14-1)へ

※さわやかサービス窓口でも随時受付中。

使用済み切手・カードのご寄付ありがとうございました

元年度は切手884,160枚・カード22,880枚をご寄付いただきました。

ボランティアセンターでは引き続き使用済み切手とカード(未使用の切手・はがき・カードも可)を回収しています。ご協力をよろしくお願いいたします。

☎品川ボランティアセンター(☎140-0014大井1-14-1 ☎5718-7172 Fax5718-0015)

○ご寄付いただいた切手・カードの収益金は、区内在住の75歳以上の方に配りする「敬老杖」の購入などに充てています。



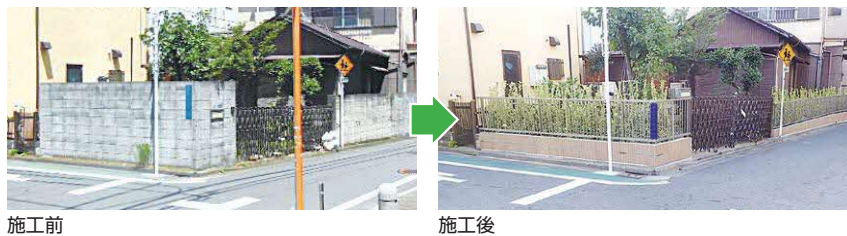
みんなで育む みどり豊かなまち

問い合わせ 公園課みどりの係 ☎5742-6799、公園維持担当 ☎5742-6526 Fax5742-9127

身近な場所にみどりを増やす

皆さんの身近な場所でみどりを育てていくことは、地域の環境とまちなみの景観を向上させることにつながります。

区では、区民の皆さんが行う緑化活動の助成制度として、道路沿いに緑化を希望する場合は「生垣緑化助成制度」、屋上に緑化を希望する場合は「屋上緑化助成制度」で費用の一部を助成しています。また「コンクリートブロック塀等安全化支援事業」と一緒に助成を受けることもできます。



施工前

施工後

優れた緑化を表彰します

300㎡以上ある敷地に建物を建てる場合、「品川区みどりの条例」に基づいて緑化をいただいています。また、特に優れた緑化については「みどりの顕彰制度」により事業者、設計者、管理者それぞれを表彰しています。



元年度
緑化賞

「プライムパーク品川シーサイド ザ・レジデンス」(東大井1丁目)

みどりを守る

区内にある大木や樹林のうち、樹姿・健康に優れたものを保存樹、保存樹林として指定し、みどりの保存のための維持管理の一部をお手伝いします。



区は「みどりの豊かな都市」の実現に向け、様々なみどりを活かし、住み続けたい・訪れたいまちをめざしています。

地域のみどりを守り、育み、活かすには、区民の皆さん一人ひとりの協力が必要です。気軽に始められる身近な緑化活動もあります。皆さんもできることから始めてみませんか。

ご協力をお願いします

高木を
お持ちの
皆さんへ

高木の枯れ枝などを放置しておく、枝の落下による事故につながる恐れがあります。日頃から注意して適切な管理をお願いします。

みどりに親しむ

みどりと花のフェスティバルや園芸講座など、みどりに親しめる各種イベントを開催しています。開催時期は、本紙などでお知らせします。



近くの公園などの花壇で花を育てる



公園などの清掃や花壇の手入れをいただく「みどりと花のボランティア」を募集しています。区内に在住・在勤・在学する3人以上の団体に1年以上継続して活動していただける方の参加をお待ちしています。

活動に必要な
道具の一部は
区で用意します

花苗などを
購入する費用の
助成制度が
あります

区民農園で新鮮な野菜をつくる

区内の遊休地や公共空間を利用して、土に触れ、野菜などの収穫を楽しみながら緑化を進める区民農園(マイガーデン)の貸し出しを行っています。

●マイガーデン南大井(南大井1-13)
32区画(1区画10㎡)

※毎年1月に本紙と区ホームページで利用者を募集しています。



認証保育所

対象/次の全てにあてはまる0~2歳児

対象・要件	助成方法
①児童と保護者が当該月の1日時点で区内に住居票があり、実際に居住している月 ②認証保育所に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約により保育を受けた月 ③認証保育所の保育料を支払っている月	差額助成 認可保育園の標準時間保育料と実際に認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成(認証保育所基本保育料のうち、上限額66,000円を超えた分は助成対象となりません)

申込方法 6月12日(金)(必着)までに、必要書類を保育支援課開設・計画担当(☎140-8715品川区役所第二庁舎7階)へ**郵送か持参**

※認可保育園と認証保育所などを同時に利用契約をしている場合(二重保育)、保育を受けていない場合などは助成対象になりません。

※平成31年1月1日、令和2年1月1日時点で区内に住居票がなかった方は、その年度の課税(非課税)証明書の提出が必要です。

※詳しくは、保育支援課(第二庁舎7階)、認証保育所で配布している「認証保育所保育料助成制度のご案内」をご覧ください。

※ご案内・申請書は、区ホームページからダウンロードもできます。

※3~5歳児と、0~2歳児の住民税非課税世帯の方は、幼児教育・保育の無償化における手続きが必要です。詳しくは、保育支援課で配布するご案内をご覧ください。

保育料の一部を助成します

認可外保育施設

施設/東京都から認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設(ベビーホテル、その他施設(これらに準ずる施設として区が特に認める施設を含む)のみ)で、企業主導型保育事業ではない施設

要件/当該月の初日に施設に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約により、実際に保育を受けている

対象/次の全てにあてはまる方

- ①当該月の初日に区内に居住しており、令和2年4月1日時点で0~2歳である
- ②施設に直接支払う基本保育料を滞納していない
- ③保育の必要性の認定を受け、認可保育所などの入園申し込みを行ったが、不承諾となっている

申込方法 6月12日(金)(必着)までに、必要書類を保育支援課開設・計画担当(☎140-8715品川区役所第二庁舎7階)へ**郵送か持参**

※他にも要件があります。詳しくは、保育支援課開設・計画担当までお問い合わせいただくか、区のホームページをご確認ください。

※ご案内・申請書は、保育支援課で配布しています。区のホームページからダウンロードもできます。

※3~5歳児と、0~2歳児の住民税非課税世帯の方は、幼児教育・保育の無償化における手続きが必要です。詳しくは、保育支援課で配布するご案内をご覧ください。

問い合わせ/保育支援課開設・計画担当(第二庁舎7階)☎5742-6039 Fax5742-9178



なくそう!望まない受動喫煙 ~マナーからルールへ~

「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」の施行に伴い、令和2年4月1日から、多数の人が利用する施設は、原則屋内禁煙になりました。

品川区では、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するとともに、受動喫煙に対する理解の促進を図るため、受動喫煙防止対策を講じています。

受動喫煙防止対策

2年4月1日からは、店内は「原則屋内禁煙」となり違反した場合、法・条例により過料等の対象となる場合があります。

施設管理者の方は

屋内は原則禁煙。基準を満たした喫煙所以外では喫煙できません。

基準を満たした喫煙室がある場合は、施設と喫煙室の入り口に標識を掲示しなくてはなりません。飲食店は禁煙の場合も掲示しなければなりません。

喫煙できる場所に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。

喫煙場所を設ける際は受動喫煙が起こらないように配慮しなければなりません。



禁煙
No Smoking



「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

▲禁煙標識



喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available



「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

▲喫煙専用室設置施設等標識



喫煙可能店
Smoking area



20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

▲喫煙可能室標識(全部の場合)



喫煙目的店
Smoking area



20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

▲喫煙目的室標識(全部の場合)

屋外で喫煙をされる方は

屋外で喫煙をされる場合については、東京都の「受動喫煙防止条例」でも定めたとおり、他の人に受動喫煙をさせないように配慮する義務があります。品川区でも「歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨て防止に関する条例」を施行し、区内全域における歩行喫煙やポイ捨ての防止に取り組んでいます。望まない受動喫煙をさせないように配慮をお願いします。

禁煙のサポート

品川区では、**禁煙する人**を応援しています!

禁煙しようと思いつながら、なかなかできない人も少なくありません。たばこを控えることでイライラなどの離脱症状を引き起こすニコチン症状は、医師や薬の力を借りないと克服することが難しいものです。「禁煙しよう」と思ったときには、医師のサポートのもとで禁煙に取り組むことができる禁煙外来で診察を受けてみましょう。

◆禁煙外来治療費助成

対象/禁煙外来治療を希望する方で次の要件を全て満たす方100人(先着)

- (1)区内に住所を有する満20歳以上の方
- (2)本事業において助成金の交付を受けたことがない方

助成対象/禁煙外来実施医療機関が実施する禁煙治療において支払った治療費と医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬の購入費(助成申請登録の日から6カ月以内に支払った費用)

対象経費/初診料・再診料・ニコチン依存症管理料・処方料・処方箋料・調剤基本料・薬剤服用歴管理指導料・薬剤料など

助成金額/自己負担額(上限1万円) ※100円未満切り捨て。

申込方法/治療開始前に、健康課(本庁舎7階)で配布する申請書を同課受動喫煙対策担当(☎140-8715品川区役所)へ郵送か持参 ※申請書は区のホームページからダウンロードもできます。

5月31日は**世界禁煙デー**
禁煙週間は
5月31日(日)~6月6日(土)

世界保健機関(WHO)は、1989年に5月31日を「世界禁煙デー」と定め、1992年から厚生労働省が世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」と定めています。



問い合わせ/健康課受動喫煙対策担当(☎5742-7136 Fax5742-6883)